

### 主要施策の展開

#### 1 安全・安心な水産物の安定的供給

##### (1) 安全で安心できる水産物の提供

近年、消費者の水産物に対する鮮度や安全志向は一層高まっています。

県では、こうした消費者の意識変化に応えるため、水産物の鮮度保持や衛生管理を行うための施設整備支援や二枚貝の安全性の確保に取り組むとともに、消費者が安心して水産物を購入できるよう適正表示の指導に取り組んでいます。

##### 安全な水産物の提供

消費者に安全で新鮮な水産物を提供できるよう、漁協などでは漁獲物の鮮度保持に必要な製氷施設、活魚水槽などを整備するとともに、漁獲物の衛生管理に必要な紫外線海水殺菌装置などの整備を進めています。県では衛生管理の徹底を指導するとともに、衛生管理に必要な施設の整備に対し支援を行っています。

また、安全な水産物を提供するため、有害プランクトンによる二枚貝の毒化について適時調査し、毒化時には直ちに出荷規制が行えるような指導体制を整えています。なお、20年度は毒化事例は発生していません。



製氷施設（鐘崎漁協）

##### 安心できる水産物の提供

県では消費者が安心して水産物を購入できるよう、小売店への巡回指導等を実施し、JAS法に基づく水産物の適正な表示の徹底と制度の周知に努めています。

また、「福岡県食品表示110番」や「福岡県食品表示巡回員」を設置し、広く県民のみなさんから情報の提供を受けるとともに、表示が十分でない店舗に対しては、その是正を指導しています。

21年度も、引き続き、鮮度保持や衛生管理のための施設整備を支援していくなど、今後とも、安全で安心できる水産物の提供に取り組んでいきます。

## 主要施策の展開

### (2) 多様な流通チャンネルへの対応

近年、消費者嗜好の多様化から、様々な販売形態やサービスが求められています。このような消費者ニーズに対応するためには、卸売市場への出荷だけでなく、水産物直売所や宅配などを活用した様々な流通チャンネルを確保していく必要があります。

このため、県では、卸売市場の適正配置や漁業者による水産物直販活動の支援に加え、水産物のブランド化や食育の推進などを実施しています。

#### 卸売市場

現在、県内には福岡市、北九州市、久留米市に3つの中央卸売市場が、また、各地に14の地方卸売市場及び小規模卸売市場が配置されています。

県では市場における生鮮食料品等の流通の円滑化を図るため、17年度に「第8次福岡県卸売市場整備計画」を策定し、市場の適正配置に努めています。



卸売市場におけるセリの様子

#### 生産者による直接販売

近年、生産者の顔が見える水産物に対する消費者の要望が強いことから、県では消費者が生産者から直接購入することができる直売所の整備に対し支援を行っています。生産者による直販は、漁業所得の向上につながるばかりでなく、消費者への魚食普及や食育を推進する意味においても重要な取組です。

資料編に県内産地直売所、朝市の一覧を載せています。



豊前おこしかけ（豊前市）

#### 県産水産物のブランド化

ブランド化は生産者の所得向上を目指す重要な取組にとどまらず、生産地の知名度アップや観光客の増加をもたらす、地域おこしにも貢献するものです。県ではブランド水産物の開発や育成、PR活動に対する支援や広報を行っています。

商標法の一部改正により、18年4月から「地域名+商品名」が商標登録できる制度が創設されたことを受け、県では、この制度を活用したブランド化の推進にも取り組んでいます。

## 主要施策の展開

豊前海一粒かき  
天神中央公園キ  
ャンペーン



観光地「柳川」で  
の「福岡のり」P  
Rイベント



東京駅での県  
産農林水産物  
販売促進イベ  
ントチラシ



福岡空港での「福  
岡のり」と「豊前  
海一粒かき」のジ  
ョイントP Rイベ  
ント



### 県産水産物のブランド化の取組

### 食育の推進

県では食育基本法に基づいて、18年3月に「ふくおかの食と農推進基本指針」を策定し、食育に関する施策を総合的に推進しています。その一環として、糸島地区や宗像地区などでは学校給食を通じて地元水産物に対する理解を深める活動を展開しています。

また、親子を対象に県内各地で開催された絵巻すし教室には、「福岡のり」や県産米「夢つくし」を提供し、農産物とあわせて地産地消の取組を進めています。



「福岡のり」の絵巻すし教室

21年度は、生産者による直接販売の取組をさらに推進するなど、今後とも多様な流通チャンネルを通じ、水産物の安定供給を図るとともに、水産物のブランド化や食育の推進に取り組んでいきます。

### (3) 水産物に関する情報発信

県産水産物への理解と消費を促進するため、「ふくおかおさかなマップ」を作成し、消費者に朝市や夕市、直売所の情報を提供しています。また、水産海洋技術センターのホームページ「ふくおか・シーネット」を通して、ブランド情報、水産加工情報、直売所・朝市情報、旬の情報等を全国に発信しています。

<http://www.sea-net.pref.fukuoka.jp>

### 2 持続的利用を可能にする資源づくり

#### (1) 漁場環境の保全と漁場づくり

水産資源の持続的な利用を図るためには、干潟や浅海域などの漁場環境が健全であることが大切です。このため、県では漁場環境の監視を行うとともに、底質改善や有害生物の駆除など漁場保全に取り組んでいます。また、漁場生産力の向上や水産資源の増大を図るため、魚礁や増殖場の整備など漁場づくりにも取り組んでいます。

#### 漁場環境の保全

##### 漁場環境の調査

県内3海区それぞれの漁場で定期的に水質調査や赤潮調査を行い、漁場環境の監視に努め、水産海洋技術センターホームページ等で情報提供を行っています。また、有害な赤潮の発生などの緊急時には、直ちに調査を行い、漁業被害の防止・軽減が図られるよう迅速な情報提供・指導に努めています。



水質分析の様子

##### 漁場の保全

干潟や浅海域の機能を回復させるため、福岡湾、有明海、豊前海で、底質の改善を目的とした覆砂事業を実施しています。

また、有明海、豊前海ではアサリなど二枚貝を食害するナルトビエイが数多く来遊したり、筑前海では小型底びき網などの操業に支障を与えるゴミが大量に発生するなど漁業への被害が発生しています。

県ではこのような有害生物の分布・生態調査を行うとともに、漁業者が行う駆除実証事業に対し支援を行っています。

さらに、内水面では、生態系への影響が懸念されるブラックバス、ブルーギル等の外来魚対策として、漁業者自ら駆除活動に取り組んでいるほか、内水面漁連が駆除を目的とした釣り大会を開催しています。県ではこれら漁業者の取り組みを支援するとともに、ポスター掲示等による外来魚の放流禁止の普及・啓発を行っています。



ゴミの駆除実証事業

## 主要施策の展開

### 漁場の清掃

漁場の清掃活動と周辺住民への啓発活動を目的として、県や漁業関係者で漁場クリンアップ事業を実施しています。有明海では沿岸4県が協力して、筑前海・豊前海では漁協青壮年部が中心となって海岸の清掃活動を行っています。また、内水面でも漁協や内水面漁連が河川清掃に取り組んでおり、県ではこれらの活動を支援しています。

また、県・沿海市町・漁業者代表・系統団体で構成される「福岡県海と渚環境美化推進協議会」を推進母体として、小中学生を対象に海浜美化についてのポスターコンクールなどの啓発事業や美化活動を行う団体への支援を行うなど、県民に対する沿岸環境の美化意識の啓発にも取り組んでいます。

### 漁場づくり

#### 魚礁の設置

県は、魚礁を設置し、マアジやマダイなど沖合域を通過する回遊性魚類を本県海域へ誘導・滞留させることで、新たな漁場の形成や操業の効率化を図っています。

20年度は福岡市玄界島地先、北九州市脇田地先、志摩町船越地先、宗像市地先、福岡市沖合、二丈町沖合に魚礁を設置しました。



魚礁設置工事の様子

#### 増殖場の造成、漁場生産力の向上

魚介類の生育に適したすみ場や餌場を造成し、漁場生産力の向上や、水産資源の増大を図るために投石や構造物の設置を行っています。

20年度は増殖礁の設置により、筑前海ではヒラメ（北九州・遠賀地先）、豊前海では、メバル・カサゴ（北九州市恒見地先）の増殖場を造成しました。



増殖礁に集まる幼魚の群れ

21年度も、覆砂や魚礁の設置、さらには漁場環境調査を積極的に実施するなど、漁場環境の保全と漁場づくりに取り組んでいきます。

## 主要施策の展開

### (2) 資源管理型漁業の推進

水産資源は再生産機能を持っており、適切な管理をしながら漁獲することによって、持続的な利用が可能となります。県では、幼稚魚や産卵期の親魚の保護などを計画的に行う「資源管理型漁業」の推進に取り組んでいます。

#### 漁業者による自主的な取組

漁業者の自主的な取組として、地域の特性や対象魚種、漁業種類に応じた様々な資源管理が実践されています。

小型魚の再放流や網目の拡大など、漁業の現場で従来から続けられている取組に加え、少ない操業回数で高い収入が得られるよう漁獲物の鮮度向上や販路の開拓などの経営安定対策もあわせて実施することにより、資源管理の実効性をさらに高めることを目指しています。



抱卵ガザミに標識を付け再放流  
(豊前海区の取組)

#### 法的規制に基づく取組

資源が著しく減少した魚種や、広い海域で管理が必要な魚種や漁業種類については、自主的な取組とあわせて、法に基づく公的規制による資源管理を推進しています。

#### 資源回復計画

漁業者などの意見をふまえて、県または国が計画を策定し、休漁、禁漁期間や禁漁区域の設定、操業方法の規制などによって、資源の回復を図る手法です。

県では、現在、これまでに策定された「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画(豊前海)」、「周防灘小型底びき網漁業対象種資源回復計画(豊前海)」、「九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画(筑前海)」、「福岡湾口域イカナゴ資源回復計画」及び「有明海ガザミ資源回復計画」の5計画について、それぞれ資源回復に取り組んでいます。

なお、「周防灘小型底びき網漁業対象種資源回復計画」は、21年3月、豊前海沿岸関係3県及び国の協力により、25年度まで延長することに決定しました。

#### 漁獲可能量(TAC)制度

国が漁獲量の上限を設定して排他的経済水域(EEZ)内の重要な漁業資源を管理する手法です。本県では、筑前海のマアジ、マイワシ、サバ類、スルメイカが対象となり、これらの魚種の漁獲量監視と関係漁業者への指導を行っています。

21年度も、水産資源の持続的な利用を図るため、資源回復計画の着実な実施に取り組むなど、漁業者をはじめ、国、関係県と連携し、資源管理に取り組んでいきます。

## 主要施策の展開

### (3) 栽培漁業の推進

人工的に育てた種苗(稚魚)を海や川へ放流することは、資源の増殖に大きな効果があります。本県では、福岡県栽培漁業センターにおいて生産されたクロアワビ、クルマエビ、ガザミなどの重要種を放流し、資源増大を図り、漁業生産の向上に取り組んでいます。

生産された種苗は県内の漁業者へ有償で配布されます。そして、漁業者が主体となって放流に適したサイズまで中間育成されたのち、放流しています。

#### クロアワビ

クロアワビの種苗生産は、病害を防ぐことが最も重要です。県では、防疫技術の確立と高密度飼育技術の開発により、健全な大型種苗(殻長30、40mm)を生産しています。また、大型種苗は放流効果も高いので漁業者に好評です。

#### クルマエビ・ガザミ・ヨシエビ

クルマエビは、県内全海区(筑前海、豊前海、有明海)で、体長約15mmの種苗を約30~40mmまで陸上水槽などで中間育成したのち、放流しています。特に、有明海では、15年度から沿岸4県での共同放流事業にも取り組んでいます。

ガザミは、県内全海区で甲幅約5mmの種苗を約10mmまで中間育成した後、放流しています。

ヨシエビは、筑前海と豊前海で体長約15mmの種苗を約30mmまで中間育成した後、放流しています。



クロアワビ種苗

#### アカウニ

アカウニは、筑前海区の重要な磯根資源です。種苗は10mmと20mmの2種類のサイズを配布していますが、近年は、より放流効果の高い20mmサイズの大型種苗の生産に力を入れています。

#### アユ

内水面では、重要種であるアユの放流事業に取り組んでいます。十分な防疫体制のもとで生産された健全種苗は、漁業者等により約2ヶ月間、体長約50mmから約80mmまで中間育成されたのち、筑後川や矢部川のほか、県内各河川へ放流されています。

#### 試験放流種

現在、トラフグとヒラメの試験放流を行っており、トラフグについては、移動生態や放流効果の調査も実施しています。また、資源管理の取組との連携も推進されています。

今後とも、種苗放流による資源増大を図り漁業生産の向上に取り組んでいきます。

## 主要施策の展開

### (4) 養殖業の推進

養殖業は、漁船漁業と比較して、計画的な生産が可能であることから、漁家経営の安定化に繋がります。本県では、筑前海でカキ、ワカメ、有明海でノリ、豊前海でカキ、内水面でコイなどの養殖が営まれており、本県漁業生産額の約半分を占める重要な漁業となっています。

近年の漁場環境の変化、疾病のまん延、生産コストの上昇、単価の低迷など、様々な影響に対応するため、県では、漁場環境調査や疾病検査を行い、必要な情報を迅速に漁業者に提供するなど、安定した生産を確保するための支援や、協業化推進による生産コスト削減、「福岡のり」や「豊前海一粒かき」などのブランド化推進による漁業者の所得向上に取り組んでいます。

また、真珠やフトモズクなどの新たな養殖種の開発にも取り組んでいます。

#### ノリ養殖

ノリ養殖は有明海全域、筑前海及び豊前海の一部で行われています。

有明海では、県が調査した水温、比重、栄養塩等の観測データを携帯電話等を利用したインターネットサービスにより漁業者へ迅速に情報提供する「よかノリつくろう推進事業」を実施するとともに、養殖技術に関する指導を行っています。また、新品種の開発、協業化の促進や共同利用施設の整備等、ノリ養殖の経営安定化や「福岡のり」ブランド化による販売競争力の強化に向けた施策を実施しています。

筑前海、豊前海においても、海況等の情報提供や養殖技術の指導を行っています。



「福岡のり」



H20年度初入礼会

(福岡県有明海海苔共販漁連)

#### 「よかノリつくろう推進事業」が全国知事会優秀政策として表彰

全国知事会では、全国で約1,600の政策を先進政策バンクに登録していますが、20年度に選定された28の優秀政策のうち、水産関係で唯一、有明海で17年度から県が実施している「よかノリつくろう推進事業」が選ばれました。表彰式当日は、全国知事会麻生会長より表彰状が授与されました。



## 主要施策の展開

当該事業は、全国で初めて携帯電話を利用した漁場の栄養塩情報を提供するシステムを導入し、漁業者が海の上でも最新の情報を入手できるようにしたのですが、これにより、漁業者は海況の変化に素早く対応したノリ網の管理ができるようになりました。



全国知事会麻生会長より表彰状を授与

### カキ養殖

カキ養殖は豊前海および筑前海の一部で行われています。

県では、カキ養殖業の振興のため、カキの成長や身入りなどの調査を行い、カキ養殖情報として漁業者に提供する他、養殖イカダの破損被害を防ぐため孟宗竹の代わりにFRP製パイプを使用した「耐波性イカダ」の開発を行うなど、安定生産に努めています。また、「豊前海一粒かき」、「糸島かき」、「唐泊恵比須かき」など各海区で漁業者自らがブランド化に取り組んでおり、県では、これらの取組を積極的に支援しています。



「豊前海一粒かき」



耐波性イカダ

### ワカメ養殖

ワカメ養殖は主に福岡湾などで行われていますが、その生産量は天候や水温・栄養塩等の環境条件に大きく左右されます。過去には、斑点性先腐れ症が急速に進行し、ワカメの収穫量が大幅に減少した年もありました。近年は、秋期の高水温や栄養塩不足(特にリン不足)が問題となっています。

県では、継続的な環境調査や生育状況調査を実施し、適正水温での育苗を指導するとともに、栄養塩の状況や病害等の情報を迅速に提供しており、近年の安定した水揚げに繋がっています。



順調に生育している養殖ワカメ

## 主要施策の展開

### コイ養殖

本県の内水面では、食用ゴイやニシキゴイの養殖が行われており、食用ゴイでは全国4位の生産県となっています。

県では養殖指導や疾病検査等を引き続いて行うとともに、農林水産まつりなどの各種イベントにおいて県産コイのPRを行うなど、消費拡大に務めています。

### フトモズク養殖

フトモズクは、西日本に分布する海藻で、本県では筑前海の水深1～2mの岩等に着生し、4～5月頃に収穫されます。一般に販売されているオキナワモズクに比べて、太く、喉ごしがよいのが特徴で、地元漁村では「そうめんのり」「そうめんな」などの名称で親しまれています。

県では、12年度から養殖技術の開発に着手し、養殖方法の改良や養殖適地について様々な試験を実施した結果、糸島半島の芥屋地先で本格生産されているのをはじめ、各地で試験生産が行われています。

現在、生産の安定・増大のため、養殖施設の改良などを行うとともに、「博多もずく」としてブランド化を進めています。



収穫間近の「博多もずく」

### 真珠養殖

県では、(株)ミキモト、九州大学と連携して、新宮町相島における真珠養殖の技術開発に取り組み、良質な大珠真珠が取れることを明らかにしました。19年度からは、本格的な真珠養殖が開始されています。

県では無病であるという貴重な特性を守るための防疫体制の整備、貝殻や貝肉など残滓の有効利用方法の開発など持続的な養殖生産の確保に向けた取組を行っています。



浜揚げされた相島産真珠

21年度も、養殖技術の開発や養殖指導に取り組むとともに、ブランド化の取組を積極的に支援し、漁家経営の向上に取り組んでいきます。

## 主要施策の展開

### (5) 漁場利用の合理化

本県では限られた漁場で様々な漁業が営まれています。水産資源を保護しながら、漁業者や遊漁者が安全に効率よく漁場を利用するためには、漁場利用のトラブル防止、違法操業の撲滅などの取組が不可欠です。

県では、合理的な漁場利用と水産資源の保護を図るため、海区漁業調整委員会や内水面漁場管理委員会と連携の上、計画的な漁業権免許や許可を行うとともに、適正操業の指導や違法操業の取締り、さらに、海洋レジャー - と漁業との共存にも取り組んでいます。

#### 漁業取締

##### 悪質密漁対策の強化

近年、悪質な密漁が増加しています。密漁者は、高速船で組織的に行動するなど、巧妙さを増しています。

県では、21年3月、最新機器を備えた高速調査取締船「つくし」を建造しました。最高速力は47ノット以上で、高速密漁船に対抗できる速力です。19年度に就航した漁業取締船「しんぷう」との連携により、密漁対策の大幅な強化を図ることができます。

筑前海区には「しんぷう」、「つくし」、「げんかい」、有明海区に「ありあけ」、豊前海区には「ぶぜん」の計5隻の漁業取締船及び調査取締船が配備されており、日夜、巡視を行い、指導・取締りに取り組んでいます。



国内トップクラスの速力を誇る漁業調査取締船「つくし」

## 主要施策の展開

### 漁業取締活動

県独自での取締に加え、水産庁、海上保安部、県警察との連携を図るとともに、漁業者による自警組織とのネットワークも充実強化し、密漁や漁業違反の防止に努めています。20年度は、特に悪質密漁対策の情報交換や合同取締に取り組みました。

20年度の主な検挙事例は、筑前海では小型いかつりの無許可操業、ごち網の操業区域違反、有明海ではアサリ殻長制限違反、小型底びき網の無許可操業、豊前海では小型底びき網の操業区域の違反等です。

年度	検挙件数				指導件数			
	筑前	有明	豊前	計	筑前	有明	豊前	計
11	10	5	3	18	34	7	1	42
12	41	3	5	49	25	11	8	44
13	18	0	10	28	46	5	38	89
14	29	33	3	65	28	5	12	45
15	23	7	1	31	52	11	18	81
16	13	7	2	22	26	1	10	37
17	9	8	10	27	35	9	13	57
18	14	16	4	34	11	18	25	54
19	10	12	5	27	13	9	11	33
20	11	13	6	30	26	6	8	40

漁業取締の実績



「しんぷう」による違反漁船の取締

### 漁業調整

本県には3海区それぞれに漁業競合や漁業紛争の課題があり、県は関係者との話し合いはもとより、法的規制、資源や漁場利用の研究成果の活用など様々な手段で問題解決に取り組んでいます。

#### 対県漁業調整

筑前海では山口県との沖合の漁場境界問題、豊前海では周防灘三県の小型底びき網を始めとする入会海域の操業調整、有明海では佐賀県との間で農林水産大臣管轄漁場の漁場利用等、長年にわたる県間の漁業調整の課題があり、連合海区漁業調整委員会や関係県と継続して話し合いを行っています。

#### 県内漁業調整

筑前海や豊前海では燃油高騰等の影響もあり、地先漁場で操業する漁業が増え、かご漁業やたこつぼ等の競合が課題となっています。県では実態を調査するとともに、漁業者との話し合いを行っています。

有明海では不適正なノリ漁場行使の再発防止を図るため、実際にノリ養殖を営む者の手による公正な漁場利用体制を整えました。

## 主要施策の展開

また、アサリについてもノリ養殖と並ぶ漁業へ育成するため、殻長制限の遵守など漁業者の資源管理意識の向上と共同出荷体制の構築に取り組んでいます。

### 区画漁業権の免許

20年度は区画漁業権の更新があり、20年9月から5年間の新たな免許を行いました。筑前海では真珠やフトモズク等の新規養殖の進展、豊前海ではカキ養殖を主体とした漁場の有効利用、有明海ではノリ養殖に加えアサリ養殖の拡充を図りました。



有明海のノリ養殖漁場

### 海洋レジャーとの調整

県では漁場や資源の利用をめぐる漁業と海洋レジャーとの間でのトラブル等の問題解決や安全な海面利用のルールづくりに努めています。

釣り船等を運行する遊漁船業者は、利用者の安全確保などのため、15年度から県への登録が必要になりました。21年3月末現在、県内で545業者が登録されています。登録にあたっては、利用者の安全確保と漁場利用のトラブル防止のため、講習会の受講が義務づけられています。

漁業と海洋レジャーとの調整については、筑前海区の定置網周辺での釣り禁止等の漁業調整委員会指示を発動するとともに、県及び漁業者でレジャー船の釣りや潮干狩等の遊漁者に対してチラシを配布し漁業への理解を深める啓発活動を行っています。

また、20年は「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」が改正され、漁船に1人で乗込み漁労作業を行う場合にライフジャケットの着用が義務づけられました。県では関係団体と連携を図り、漁業者への啓発指導を行っています。



ライフジャケット着用啓発チラシ

## 主要施策の展開

### 漁業調整委員会

漁業調整委員会は、漁業に関する問題を処理する独立の行政委員会であり、県が漁業権を免許する際に意見を述べるなど漁業調整において重要な役割を担っています。20年8月には4年に1度の委員の改選が行われ、筑前、豊前、有明の3海区で第19期の漁業調整委員が選任されました。

また、漁業調整や資源保護のため必要がある場合は、委員会指示により漁具・漁法や水産動植物の採捕等について制限を設けることができます。20年は、筑前海区で「浮きを使用した釣りの制限」など3件、有明海区で「共同漁業権行使に関する指示」など8件、豊前海区では「ガザミの甲幅長による採捕制限」の1件、合計12件の指示を発動しました。

### 内水面漁場管理委員会

内水面漁場管理委員会は、内水面の漁業調整や水産動植物の増殖に関する事項などを担う行政委員会です。20年12月には、4年に1度の委員の改選が行われ、第18期の委員が選任されました。

20年度は水産動物の採捕に関する許可方針等の審議、コイヘルペスウイルス病まん延防止や水産動植物の採捕禁止に関するものなど計4件の委員会指示、ブルーギルの駆除推進や共同漁業権の増殖目標の計2件の告示などを行いました。

### (6) 国際協力の推進

日韓海峡は、好漁場に恵まれており両国とも漁業が盛んです。一方で、共通の漁場では、両国の漁業者間で、漁場利用をめぐる競合がたびたび発生しています。

このため、西日本4県（福岡県、山口県、佐賀県、長崎県）と韓国南岸1市3道（慶尚南道、釜山広域市、全羅南道、済州道）は、両国の相互理解と友好を深めるため、5年度から日韓海峡沿岸水産関係交流事業を実施しています。20年度は行政・研究機関による交流会議とトラフグの共同放流を済州道で行うとともに、女性漁業者の親睦交流を釜山広域市で行いました。

今後とも両国の相互理解を図り、日韓海峡での漁業秩序の維持に取り組んでいきます。

ー注意して下さいー

全甲幅長13cm未満のガザミ採捕は禁止!!



福岡県豊前海区では、全甲幅長13cm未満のガザミの採捕は漁業調整委員会指示により禁止されています。違反者は、漁業法に基づき罰せられることがありますので、取り扱いにご注意下さい。

また、資源保護のため、漁協青壮年協議会では抱卵ガザミの再放流に取り組んでいますので、魚市場への出荷自粛や再放流への御協力をお願いします。

豊前海区における委員会

指示周知のチラシ



日韓海峡沿岸水産関係交流会議  
(韓国済州道)